意　　見　　書

平成 30 年度区民活動支援事業補助金申請事業審査

豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会

平成 29 年 12 月 14 日

豊島区長　　高　野　　之　夫　　様

平成 30 年度区民活動支援事業補助金申請事業について審査を行ったので、次のとおり報告します。

豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会

桂　　木　　隆　　夫

本　　田　　裕　　子

岩　　見　　知　　子

桝　　野　　光　　路

佐　　藤　　一　　彦

（順　不　同）

目　　次

１　区民活動支援事業補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

２　平成 30 年度区民活動支援事業補助金申請事業の審査について

⑴　募集の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

⑵　応募の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

⑶　審査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

３　審査を終えて

⑴　審査結果の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

⑵　意見・要望等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

４．平成 30 年度区民活動支援事業補助金審査結果一覧　・・・・・・・Ｐ８

【参考資料１】

・平成 29 年度区民活動支援事業補助金審査委員会開催状況・・・・・Ｐ１３

【参考資料２】

・平成 30 年度豊島区区民活動支援事業補助金募集要項・・・・・・・Ｐ１４

1　区民活動支援事業補助金について

区民活動支援事業補助金は、区民の自主的活動を支援するものであり、区民が創意工夫に基づき、地域づくりや区民福祉に貢献する活動を展開することにより、区民と行政それぞれが役割を担う、協働の実現を目指して交付する補助金である。

この補助金は、区民の貴重な税金を投入して実施するものであることから、公益上の必要性はもとより、常にその時々の区民ニーズや社会経済情勢を十分に考慮し、地域づくりや区民福祉に貢献するという観点から、有効性が認められる活動に対して交付すべきものである。そのため、なぜ交付されることになったのか、その補助金は効果を上げているのかなど、区民の理解を得られる説明ができるものでなければならない。

上記の趣旨・目的に沿って審査を行うにあたっては、申請団体においても、申請書類を含め、審査や区民への説明に適するように事業内容を明確化、充実化して頂く必要がある。平成 30 年度の同補助金申請事業の審査においては、そのような観点から、新規申請 9 団体へのプレゼンテーション審査も含め審査を行った。

2　平成 30 年度区民活動支援事業補助金申請事業の審査について

⑴　募集の概要

詳細は、「平成 30 年度豊島区区民活動支援事業補助金募集要項」（以下、「募集要項」という。14～48 ページ参照）のとおりであるが、主な概要は以下のとおりである。

1）　補助期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

2）　補助の種類

推進支援型	事業の継続・発展を図ることを目的とし、実績が 2 年以上の事業に対する補助
創出支援型	新たな事業の発掘・創出を図ることを目的とし、実績が 2 年未満の事業に対する補助

※創出支援型の補助を受けていた事業の 3 年目以降は、推進支援型で補助金交付申請することができる。

3）　交付額

1 事業あたりの補助金交付額は、3 万円～100 万円の範囲内で、推進支援型は総事業費の 50%以内、創出支援型は総事業費の 70%以内又は 60%以内（下記参照）とする。

補助の種類		補助率
推進支援型		50%以内
創出支援型	実績が 1 年未満の事業	70%以内
	実績が 1 年以上 2 年未満の事業	60%以内

4)　申請事業数

同一の団体による申請事業件数は、2 件を上限とする。

5)　補助金総額

予算の範囲内で、概ね 2 千万円

6)　募集期間

平成 29 年 7 月 3 日～平成 29 年 8 月 21 日

7)　周知方法

平成 29 年 7 月 1 日に豊島区のホームページに募集内容を掲載し、広報としまの同日号に募集記事を掲載した。また、区の施設に募集チラシを配架した。

⑵　応募の状況

応募総数は 77 事業で、補助申請総額は 31,295 千円に至った。そのうち推進支援型が 69 事業で、申請総額 26,425 千円、創出支援型が 8 事業で、申請総額 4,870 千円であった。

新規申請は、新たに始める事業も含め、11 事業の申請がなされた。

応募総数

	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
推進支援型	64 事業	69 事業	＋5 事業
	24,810 千円	26,425 千円	＋1,615 千円
創出支援型	4 事業	8 事業	＋4 事業
	1,369 千円	4,870 千円	＋3,501 千円
計	68 事業	77 事業	＋9 事業
	26,179 千円	31,295 千円	5,116 千円

※申請補助額は 1,000 円未満を切上げ

新規申請数

	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
推進支援型	4	3	−1
創出支援型	1	8	＋7
計	5	11	＋6

⑶　審査の結果

1）　審査方法

①　書類審査

申請された事業について、審査委員会委員及び区主管課が審査項目に基づき申請書、実施計画書、事業収支予算書などの申請書面の審査を行った。

②　プレゼンテーション審査

書面だけでは十分に内容を理解できないこともあることから、平成 19 年度補助金の審査からプレゼンテーション審査を導入した。今年度は新規に事業を申請された 9 団体、11 事業について、下記の日程で審査を行った。

実施日	事業名	団体名
平成 29 年 10 月 22 日（日）	・西巣鴨・北大塚を拠点に豊島区全体の健康長寿まちづくり、老齢症候群改善	いきいきクラブ IN 豊島
	・親子の絆を深めるパン作り～地域に密着した仲間づくりの推進～	ママパンキッズ
	・「いけよんプロジェクト」＠第 17 回池袋本町ふれあいまつり	いけよんプロジェクト
	・スノードロップ楽団による吹奏楽演奏会の実施	スノードロップ楽団
	・としま街なかアート×コンサート ・子どもアートミューズフェスティバル	Sassily（サシリー）
平成 29 年 10 月 24 日（火）	・第３回としまおやこコンサート	東京商工会議所豊島支部青年部
	・ペットの適正飼養の啓発及び地域の猫問題対応	目白ペット倶楽部
	・視覚障害者外出徒歩訓練 ・ユニバーサルデザイン研究研修（盲導犬利用時）	豊島区盲人福祉協会
	・きゅりっと学習・課外支援	きゅりっと

※「Sassily（サシリー）」および「豊島区盲人福祉協会」は 2 事業を審査

2)　審査項目及び評価点

審査項目は募集要項に定める審査基準の 10 項目とし、そのうち委員は 8 項目、区主管課はすべての項目について審査した。

委員・主管課共通	適時性	事業は区民・社会のニーズに適合しているか
	実現可能性	事業は実現可能な方法、スケジュール、予算で計画されているか
	有効性	事業は地域づくりや区民福祉に効果があるか
	公開性	事業は多くの区民、団体を巻きこんでいるか。誰もが関与、参加できるか
	継続性	事業は継続して実施していけるか。さらなる発展が期待できるか
	独創性・先駆性	事業は意欲やチャレンジ性に富んでいるか
	収支妥当性	事業実施のために自主財源確保の努力がされているか。事業の経費・申請額は妥当か
	説明責任	申請書面における記載などの事前説明、事業実施後の報告などの事後説明が十分なされているか
主管課のみ	貢献度	これまでの団体の活動は、公益性があり、区政に貢献しているか【既存団体】 団体の活動目的は、公益性があり、区政への貢献を期待できるか【新規結成団体】
	政策合致性	事業は区の政策の方向性と合致しているか

審査項目ごとの評価点は 0 点～2 点の 3 段階とし、各点の判断基準は次のとおりとした。

2 点	大いに補助すべき内容である
1 点	補助してもよい内容である
0 点	補助する必要性が乏しい内容である

3)　審査結果

①　審査結果の区分

一事業につき、委員採点は 80 点満点（2 点×8 項目×5 人）、主管課採点は 20 点満点の合計 100 点満点で、各事業を点数の高い順に次のとおり区分し、評価のランクとした。

A　80 点以上	申請のまま補助金を交付することに特に問題がない事業
B　69 点以上 79 点以下	原則として交付することはさしつかえない事業
C　55 点以上 68 点以下	余地があれば交付することはさしつかえない事業
D　54 点以下	補助する必要性が乏しい事業

②　各申請事業の審査結果

各事業の審査結果は、8 ページから 12 ページのとおりである。

【推進支援型】

69 申請事業のうち、A評価が 34 事業、B評価が 31 事業、C評価が 4 事業（D評価はなし）であった。

【創出支援型】

8 申請事業のうち、A評価が 2 事業、C評価が 3 事業、D評価が 3 事業（B評価はなし）であった。

推進支援型と創出支援型を合わせた審査結果を前年度と比較すると次のとおりである。

評価のランク	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
A	31 事業（45.6%）	36 事業（46.8%）	＋1.2 ポイント
B	29 事業（42.6%）	31 事業（40.3%）	－2.3 ポイント
C	7 事業（10.3%）	7 事業（9.1%）	－1.2 ポイント
D	1 事業（1.5%）	3 事業（3.9%）	＋2.4 ポイント
合計	68 事業	77 事業	

※()内は構成比、小数点第 2 位四捨五入。

③　平均点

申請事業の平均点を前年度と比較すると次のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
推進支援型	80.3 点	79.1 点	－1.2 点
創出支援型	72.5 点	59.4 点	－13.1 点
全体	79.9 点	77.1 点	－2.8 点

審査項目別の平均点は次のとおりである。

審査項目	満点	推進支援	創出支援	全体
適時性	12 点	10.3(10.7)	8.9(10.5)	10.2(10.7)
実現可能性	12 点	10.8(10.8)	7.6(8.8)	10.5(10.7)
有効性	12 点	10.3(10.1)	8.6(8.3)	10.2(10.0)
公開性	12 点	9.6(9.8)	6.8(9.0)	9.3(9.7)
継続性	12 点	9.7(10.0)	5.8(7.3)	9.3(9.8)
独創性・先駆性	12 点	8.2(8.3)	8.3(9.3)	8.2(8.4)
収支妥当性	12 点	7.9(8.3)	4.3(7.3)	7.5(8.2)
説明責任	12 点	8.3(8.5)	5.8(8.3)	8.0(8.5)
貢献度	2 点	1.9(1.9)	1.8(2.0)	1.9(1.9)
政策合致性	2 点	2.0(1.9)	1.8(2.0)	1.9(1.9)

※小数点第 2 位を四捨五入、()内は昨年度審査の平均点
貢献度および政策合致性は事業所管課のみの審査

3　審査を終えて

(1) 審査結果の総括

区民の創意工夫に基づいた地域活動を支援することで、新たな公共的活動の担い手の育成及び地域コミュニティの活性化を図るというのが、本補助金の趣旨である。その観点で申請事業を審査するためにも、申請書類の記載の充足とそれに向けた事業所管課等による支援は不可欠である。

しかし、平成 30 年度事業の評価結果でも、収支妥当性、説明責任、独創性・先駆性の項目の平均点が低い結果となっており、申請の中には事業計画が不十分なものも見受けられた。特に新規事業においては、本補助金の目的にそぐわない、ビジネス志向的、行政施策の補完的な事業も見受けられ、その結果、次ページの表のとおり、新規事業の評価点が著しく低い結果となり、全体の評価を下げる結果となった。これは、事業申請時に本補助金事業の趣旨が申請団体に適確に説明されていないことや、事業所管課が政策として関与し、本来重要政策補助金として支援すべき事業が、公募型である本補助金に申請してきていること等が原因であると推察される。

区においては、本補助金を有効に活用するためにも、申請団体に対し、本事業の趣旨や適用可否等の適切な助言や、収支を含めた事業計画作成への支援を適確かつ十分に行っていただきたい。

審査項目平均点（継続・新規別）

審査項目	満点	継続事業	新規事業	全体
適時性	12 点	10.3	9.2	10.2
実現可能性	12 点	10.8	8.3	10.5
有効性	12 点	10.4	9.0	10.2
公開性	12 点	9.7	7.3	9.3
継続性	12 点	9.7	6.6	9.3
独創性・先駆性	12 点	8.3	8.2	8.2
収支妥当性	12 点	7.9	5.3	7.5
説明責任	12 点	8.3	6.5	8.0
貢献度	2 点	1.9	1.6	1.9
政策合致性	2 点	2.0	1.7	1.9
合計	100 点	79.3	63.7	77.1

⑵　意見・要望等

1)　事業所管部局による適確な支援について

昨年度にも事業所管課へ申請団体の事業計画作成に十分な支援を行うよう要望したところだが、審査の対象となる申請書類について、事業計画が実行性や公益性を伺える内容となっているか、収支計画が本来税金である補助金の支援を検討できるほど明確となっているか等、事業所管課で十分に確認した上で申請を受け付けていただきたい。

さらに、区民の活動であっても、区が行政施策として進める事業は、事業所管課による重要政策補助金等での支援が基本である。本補助金が地域で真に自主的かつ先駆的な活動をしている団体に活用されるように、事業所管課は申請団体に対し、情報先や相談先についても適確に助言をしていただきたい。

２）重要政策補助金との区分けについて

本補助金が有効に活用されるためにも、区が政策実現を目的として交付する重要政策補助金と本補助金の区分けを明確にする必要がある。

今年度の新規申請からも、行政施策の補完事業やビジネス志向型の事業に対し、区の助言や支援が適切に機能しているとは言い難いと感じた。これは、公募型の本補助事業と重要政策補助金の活用方法や適用範囲が明確となっていないことが原因の一つと考えられる。平成 14 年度に区の補助金を本補助金と重要政策補助金に区分けした際にも、区民の自主的な活動でない事業は、重要政策的補助金へ移行するよう意見した。

本補助金審査を適正かつ効果的に行う上でも、事業所管課が申請段階で、本補助金と重要政策補助金のどちらを適用するべきかを判断できるよう、重要政策補助金について改めて整理をしていただきたい。

平成30年度　区民活動支援事業補助金審査結果 （得点順）

事業No.	新規/継続	種別	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金申請額	総事業費に占める割合	適時性	実現可能性	有効性	公開性	継続性	独創性先駆性	収支妥当性	説明責任	貢献度	政策合致性	合計	評価
								各12点満点								各2点満点			
301020	継続	推進	要町あさやけ子ども食堂～わいわいガヤガヤみんなでごはん～	NPO法人　豊島子どもWAKUWAKUネットワーク	500,000	250,000	50.0%	12	12	11	11	12	12	10	9	2	2	93	A
301030	継続	推進	第45回青少年相撲大会	池袋本町宮元青年会	1,200,000	200,000	16.7%	11	12	11	12	12	8	11	10	2	2	91	A
301021	継続	推進	発達障害・ひきこもり社会参加応援事業	としま若者応援ネットワーク	470,000	235,000	50.0%	12	12	12	11	8	11	9	11	2	2	90	A
301022	継続	推進	認知症にならない健康な街づくり事業	元気！ながさきの会	1,674,400	837,200	50.0%	12	12	12	12	10	10	9	9	2	2	90	A
301012	継続	推進	精神保健福祉ボランティアグループによる「フリースペース」の運営	としまコスモスの会＜豊島区精神保健福祉を進めるボランティアの会＞	321,000	130,000	40.5%	12	12	11	9	11	9	10	11	2	2	89	A
301062	継続	推進	雑司が谷の歴史・文化の紹介および地域活性化のボランティア活動	としま案内人雑司ヶ谷	240,000	120,000	50.0%	11	12	11	11	11	10	9	10	2	2	89	A
301027	継続	推進	第28回わくわく冒険まつり	わくわく冒険まつり実行委員会	603,500	200,000	33.1%	11	11	12	12	10	9	10	9	2	2	88	A
301019	継続	推進	もりもり倶楽部（障害者の地域社会における共生の実現を目指す余暇活動事業）	NPO法人アフタースクールの会	2,500,000	1,000,000	40.0%	12	12	11	9	11	11	9	8	2	2	87	A
301041	継続	推進	豊島区内における省エネルギー、再生可能エネルギー普及啓発事業	としまでエネルギーを考える会	200,000	100,000	50.0%	12	12	10	9	9	12	10	9	2	2	87	A
301031	継続	推進	第41回わんぱく相撲豊島区大会	WE LOVE TOSHIMA実行委員会	430,000	215,000	50.0%	11	11	12	12	12	8	9	7	2	2	86	A
301032	継続	推進	第46回　としま子どものつどい（ワンパクまつり）	としま子どものつどい実行委員会	1,550,000	700,000	45.2%	11	11	12	12	12	10	9	5	2	2	86	A
301034	継続	推進	子育て支援ワークショップ～ママの笑顔を応援～	AneママグループTOMATO	227,300	113,650	50.0%	12	12	11	10	7	10	11	9	2	2	86	A
301052	継続	推進	アウル・ハッピーフェスティバル（3部構成）	梟の樹を創る会	1,696,000	840,000	49.5%	10	11	10	12	11	9	8	11	2	2	86	A
301001	継続	推進	第41回サンシャインシティ納涼盆踊り大会	サンシャインシティ納涼盆踊り大会実行委員会	3,000,000	850,000	28.3%	9	12	11	12	12	7	7	11	2	2	85	A
301010	継続	推進	4・13根津山小さな追悼会開催と被災証言集の記録	4・13根津山小さな追悼会実行委員会	150,000	60,000	40.0%	10	12	10	9	10	8	12	10	2	2	85	A
301042	継続	推進	アイポイント	NPO法人　ゼファー池袋まちづくり	940,000	380,000	40.4%	9	12	11	11	11	9	8	10	2	2	85	A

平成30年度　区民活動支援事業補助金審査結果 （得点順）

事業No.	新規/継続	種別	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金申請額	総事業費に占める割合	適時性	実現可能性	有効性	公開性	継続性	独創性先駆性	収支妥当性	説明責任	貢献度	政策合致性	合計	評価
								各12点満点								各2点満点			
301061	継続	推進	長崎獅子行列	長崎獅子行列実行委員会	730,000	330,000	45.2%	10	10	11	12	10	8	10	10	2	2	85	A
302006	新規	推進	スノードロップ楽団による吹奏楽演奏会の実施	スノードロップ楽団	522,000	216,000	41.4%	11	11	11	9	11	10	9	9	2	2	85	A
301004	継続	推進	みんなで楽しくラジオ体操	池袋ラジオ体操の会	150,000	65,000	43.3%	10	11	12	12	11	5	10	9	2	2	84	A
301005	継続	推進	第三地区町会連合大運動会	連合大運動会実行委員会	360,000	180,000	50.0%	9	12	12	11	10	9	9	8	2	2	84	A
301025	継続	推進	動物愛護精神の高揚及び適正飼育技術の普及	NPO法人 動物を愛する会	200,000	100,000	50.0%	10	10	12	10	12	9	7	10	2	2	84	A
301037	継続	推進	南大塚都電沿線緑化（バラ植栽・バラ園維持管理・バラの勉強会）事業	南大塚都電沿線協議会	1,800,000	900,000	50.0%	12	11	11	10	11	9	6	10	2	2	84	A
301063	継続	推進	としま案内人駒込・巣鴨（駒込・巣鴨地区の名所、旧跡を中心に学習を進め、それに基づきボランティアガイド活動をする。	としま案内人駒込・巣鴨	261,226	86,000	32.9%	11	11	11	11	10	7	9	10	2	2	84	A
302002	新規	創出	「いけよんプロジェクト」@第17回　池袋本町ふれあいまつり	いけよんプロジェクト	176,500	31,500	17.8%	11	11	11	8	8	9	12	10	2	2	84	A
301002	継続	推進	池袋の子供達にふるさとを（盆踊りと縁日大会）	いけぶくろ盆踊り実行委員会	1,412,000	562,000	39.8%	10	12	12	12	12	6	7	8	2	2	83	A
301024	継続	推進	覚醒剤等薬物乱用防止推進普及啓発活動事業	東京都薬物乱用防止推進豊島地区	320,000	160,000	50.0%	12	11	11	10	10	7	9	9	2	2	83	A
301035	継続	推進	不登校・ひきこもりの自己実現支援事業	不登校・ひきこもり研究所	1,000,000	500,000	50.0%	6	12	11	10	12	11	8	9	2	2	83	A
301048	継続	推進	自主防災力向上のための訓練実施及び地域防災に関する調査研究、火災予防等防災思想を高めるための視察研修会	池袋防火女性の会	210,000	105,000	50.0%	10	11	11	9	11	6	11	10	2	2	83	A
301008	継続	推進	第25回ふくろ祭りで国際交流のおみこしを担ごう	国際交流のおみこしを担ぐ会	1,209,818	604,864	50.0%	11	11	10	11	10	10	5	10	2	2	82	A
301051	継続	推進	第26回「すがも中山道菊まつり」	すがも菊まつり実行委員会	4,316,000	900,000	20.9%	11	11	11	12	10	8	5	10	2	2	82	A
301060	継続	推進	第10回豊島区民囲碁大会	豊島芸術文化振興協会	310,000	50,000	16.1%	8	12	10	12	10	6	12	9	1	2	82	A
301011	継続	推進	独居老人・高齢者世帯支援サービス事業	おたすけクラブ	360,000	180,000	50.0%	12	10	12	9	8	9	9	8	2	2	81	A

平成30年度　区民活動支援事業補助金審査結果（得点順）

事業No.	新規/継続	種別	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金申請額	総事業費に占める割合	適時性	実現可能性	有効性	公開性	継続性	独創性先駆性	収支妥当性	説明責任	貢献度	政策合致性	合計	評価
								各12点満点								各2点満点			
301023	継続	推進	義歯名入れ・歯科技工啓発事業	豊島区歯科技工士会	300,000	150,000	50.0%	9	12	11	10	8	8	8	11	2	2	81	A
301065	継続	推進	スポーツにチャレンジ2018	NPO法人地域総合型椎の実スポーツクラブ	425,000	210,000	49.4%	12	11	10	11	10	7	9	8	1	2	81	A
301066	継続	推進	お正月スポーツ広場＆交通教室	NPO法人地域総合型椎の実スポーツクラブ	468,000	218,000	46.6%	11	11	11	11	10	8	8	8	1	2	81	A
302001	新規	創出	西巣鴨・北大塚を拠点に豊島区全体の健康長寿まちづくり、老齢症候群改善	いきいきクラブIN豊島	954,100	667,870	70.0%	11	11	11	8	10	11	6	9	2	2	81	A
301003	継続	推進	上池袋さくら公園納涼盆踊り大会	上池袋さくら公園納涼盆踊り実行委員会	917,000	447,000	48.7%	10	11	12	10	10	7	7	9	2	1	79	B
301029	継続	推進	ボーイスカウト活動を通じた青少年健全育成	豊島区ボーイスカウト連絡協議会	850,000	300,000	35.3%	11	11	9	8	11	8	9	7	2	2	78	B
301036	継続	推進	朝日サマースクール	朝日小学校サマースクール会	260,000	130,000	50.0%	12	11	11	7	8	10	8	7	2	2	78	B
301039	継続	推進	平成30年度「朝日ほのぼのランド」事業	朝日ほのぼのランド	440,000	150,000	34.1%	10	11	10	7	10	9	8	9	2	2	78	B
301055	継続	推進	①夕涼みコンサート　②クリスマスチャリティコンサート	合唱団「大塚」とげぬき地蔵通り合唱団	2,150,000	980,000	45.6%	9	11	11	11	10	9	5	8	2	2	78	B
301064	継続	推進	染井の里　駒込歴史文化探訪	染井よしの桜の里駒込協議会	2,080,000	700,000	33.7%	11	11	10	12	10	8	4	8	2	2	78	B
301014	継続	推進	聴覚障害者教養向上・手話通訳普及等障害者福祉事業	豊島区聴覚障害者協会	1,639,600	819,600	50.0%	10	11	11	9	9	8	8	7	2	2	77	B
301046	継続	推進	（1）年間を通じた防火防災意識の向上を目的とした広報活動 （2）将来の防災リーダー育成を目的とした消防少年団活動の実施	豊島消防少年団	1,050,000	300,000	28.6%	11	11	10	10	10	6	7	8	2	2	77	B
301047	継続	推進	（1）駅前及び地域イベント等の火災予防広報活動 （2）防災行動力向上方策として防災訓練への参加	豊島防火女性の会	333,000	130,000	39.0%	9	11	10	9	11	7	8	8	2	2	77	B
301053	継続	推進	福祉チャリティーミュージックとしま	豊島区音楽サークル連盟	904,000	400,000	44.2%	11	11	11	10	11	6	7	6	2	2	77	B
301006	継続	推進	第41回　山の手青年会　盆踊り	山の手青年会	600,000	200,000	33.3%	9	10	12	10	9	6	9	7	2	2	76	B
301007	継続	推進	留学生・日本語学校生に日本の伝統文化を紹介する会	NPO法人 Fam	696,000	310,500	44.6%	11	9	8	8	9	11	7	9	2	2	76	B

平成30年度　区民活動支援事業補助金審査結果 （得点順）

事業No.	新規/継続	種別	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金申請額	総事業費に占める割合	適時性	実現可能性	有効性	公開性	継続性	独創性先駆性	収支妥当性	説明責任	貢献度	政策合致性	合計	評価
								各12点満点								各2点満点			
301038	継続	推進	豊島区の緑を守り豊かな街づくりをするための活動	豊島みどりの会	300,000	100,000	33.3%	10	11	10	8	8	6	11	8	2	2	76	B
301040	継続	推進	巣鴨庚申塚エリア活性化事業（花と歴史フェア・さくらそうﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ・公園再生ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ・まちづくり勉強会「地域防災のあり方、巣鴨の歴史」）	巣鴨庚申塚まちづくりを考える会	1,200,000	600,000	50.0%	10	11	10	9	10	9	6	9	1	1	76	B
301018	継続	推進	社会参加学習	豊島区手をつなぐ親の会	337,000	150,000	44.5%	10	10	10	8	8	8	10	7	2	2	75	B
301026	継続	推進	地域猫活動及び飼い主への援護活動	NPO法人　東京キャッツアイ	2,900,000	1,000,000	34.5%	12	11	12	8	6	9	6	7	2	2	75	B
301057	継続	推進	豊島区「記憶の遺産」動画の上映・交流推進事業	NPO法人「としまの記憶」をつなぐ会	280,000	140,000	50.0%	10	10	9	7	9	10	8	8	2	2	75	B
301067	継続	推進	第16回「中山道すがもまつり」 中山道の歴史、江戸から現代そして未来へPart2	中山道すがもまつり実行委員会	3,500,000	1,000,000	28.6%	10	10	9	9	11	10	6	6	2	2	75	B
301015	継続	推進	平成30年度夏季林間施設における肢体不自由児者の社会参加・自立訓練事業	豊島区肢体不自由児者を育てる会	1,148,056	421,000	36.7%	9	9	9	7	8	6	10	11	2	2	73	B
301049	継続	推進	防火防災思想の普及及び火災予防の広報活動 防火防災訓練への参加とセーフコミュニテイーの推進	豊島防火防災協会	2,400,000	300,000	12.5%	11	11	9	10	10	6	6	6	2	2	73	B
301017	継続	推進	自立機能訓練日帰り研修会	豊島区身体障害者福祉協会	500,000	250,000	50.0%	10	9	9	8	8	7	9	8	2	2	72	B
301028	継続	推進	第15回　子どもフェスタ（準備期間から本番まで）	青少年養成リーダー連絡会	640,000	320,000	50.0%	11	10	10	10	8	9	6	4	2	2	72	B
301045	継続	推進	豊島区内在住の小中学生を対象とした防火防災教育及び社会奉仕活動	池袋消防少年団	664,000	150,000	22.6%	10	11	10	9	10	6	5	7	2	2	72	B
301058	継続	推進	豊島区「記憶の遺産」動画アーカイブのインターネット発信推進事業	NPO法人「としまの記憶」をつなぐ会	200,000	100,000	50.0%	9	11	8	8	10	7	8	7	2	2	72	B
302008	新規	推進	第3回　としまおやこコンサート	東京商工会議所豊島支部	1,000,000	500,000	50.0%	9	10	10	12	8	7	6	7	1	2	72	B
301043	継続	推進	住まいの無料相談フェア	住まいの無料相談フェア実行委員会	290,000	100,000	34.5%	10	11	10	9	10	5	6	6	2	2	71	B
301044	継続	推進	LRT導入による池袋のまちづくり研究	池袋の路面電車とまちづくりの会	700,000	350,000	50.0%	11	8	8	8	7	12	7	6	2	2	71	B
301050	継続	推進	更生保護の視点からの犯罪予防活動及び福祉活動	豊島区更生保護女性会	770,000	340,000	44.2%	11	10	9	10	11	6	5	5	2	2	71	B

平成30年度　区民活動支援事業補助金審査結果（得点順）

事業No.	新規/継続	種別	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金申請額	総事業費に占める割合	適時性	実現可能性	有効性	公開性	継続性	独創性先駆性	収支妥当性	説明責任	貢献度	政策合致性	合計	評価
								各12点満点								各2点満点			
301054	継続	推進	平成30年度　中山道待夢まつり　ポプラーズコンサート	ポプラーズ	309,690	150,000	48.4%	10	11	9	9	7	7	7	6	2	2	70	B
301056	継続	推進	ダンス＆パフォーマーフェスティバル＜IWGP　FES＞	NPO法人 Wa-shoi	2,030,000	1,000,000	49.3%	8	10	8	7	8	11	7	7	2	2	70	B
302009	新規	推進	親子の絆を深めるパン作り～地域に密着した仲間づくりの推進～	ママパンキッズ	120,000	60,000	50.0%	10	9	9	5	8	7	9	10	1	1	69	B
302007	新規	創出	ペットの適正飼養の啓発及び地域の猫問題対応	目白ペット倶楽部	440,500	300,500	68.2%	11	9	10	8	7	9	3	7	2	2	68	C
301033	継続	推進	親子　DE　ダンス教室　池袋	NPO法人 Wa-shoi	568,500	278,500	49.0%	10	8	9	6	7	10	6	7	2	2	67	C
301016	継続	推進	ユニバーサルデザイン検証会	豊島区身体障害者福祉協会	1,900,000	600,000	31.6%	10	9	9	7	8	6	6	7	2	2	66	C
301013	継続	推進	キーボードを使わないIT講習会	きゅりっと	1,889,559	900,000	47.6%	9	10	9	7	7	6	5	8	2	2	65	C
302011	新規	創出	としま街なかアート×コンサート	Sassily	1,180,575	800,000	67.8%	9	7	7	8	6	10	3	5	2	2	59	C
302005	新規	創出	きゅりっと学習・課外支援	きゅりっと	1,135,121	750,000	66.1%	8	8	9	7	4	7	5	6	2	2	58	C
301059	継続	推進	東京よさこい傘下のチームを豊島区と友好関係にある都市に派遣し「友好・親善」を深める事業	東京よさこいサポーターズクラブ	2,496,000	1,000,000	40.1%	7	9	6	6	8	8	2	6	2	2	56	C
302010	新規	創出	子どもアートミューズフェスティバル	Sassily	1,307,024	900,000	68.9%	8	5	7	8	5	10	1	5	2	2	53	D
302003	新規	創出	視覚障害者外出徒歩訓練	豊島区盲人福祉協会	600,000	420,000	70.0%	7	6	7	4	4	4	2	2	1	1	38	D
302004	新規	創出	ユニバーサルデザイン研究研修（盲導犬利用時）	豊島区盲人福祉協会	1,432,000	1,000,000	69.8%	6	4	7	3	2	6	2	2	1	1	34	D

【参考資料１】

平成 29 年度区民活動支援事業補助金審査委員会開催状況

	開催日時	主な審議内容等
第 1 回	平成 29 年 6 月 7 日(水) 午後 4 時 30 分～ 午後 5 時 30 分	・委員の委嘱 ・平成 30 年度補助金の募集要項 ・審査スケジュール
第 2 回	平成 29 年 9 月 4 日(月) 午後 4 時～午後 5 時	・平成 30 年度申請応募状況 ・プレゼンテーション審査対象事業
第 3 回	平成 29 年 10 月 22 日(日) 午後 1 時～午後 5 時	・プレゼンテーション審査 （5 団体、6 事業）
第 4 回	平成 29 年 10 月 24 日(火) 午後 1 時～午後 5 時	・プレゼンテーション審査 （4 団体、5 事業）
第 5 回	平成 29 年 11 月 7 日(火) 午後 4 時～午後 5 時	・平成 30 年度申請事業の評価
第 6 回	平成 29 年 11 月 21 日(火) 午後 4 時～午後 4 時 45 分	・平成 30 年度申請事業審査に関する意見書

【参考資料２】

平成 30 年度　豊島区区民活動支援事業補助金
募　集　要　項

豊島区では、自主的な活動をしている区民活動団体の事業に対して、下記のとおり支援をします。要件に該当する団体は、ぜひご活用ください。

Ⅰ補助の概要

１　補助の目的

地域づくりや区民福祉の向上などに寄与する活動をしている区民活動団体に対し補助金を交付することで、その活動の健全な発展を促進し、区民との協働が図られる地域社会を実現することを目的とします。

２　補助の種類

推進支援型と創出支援型の２つのタイプがあります。

推進支援型	創出支援型
事業の継続・発展を図ることを目的とし、実績が２年以上の事業に対する補助 ◆創出支援型の補助金を受けていた事業の３年目以降は、推進支援型で補助金交付申請ができます。	新たな事業の発掘・創出を図ることを目的とし、実績が２年未満の事業に対する補助 ◆推進支援型の補助金を受けていた団体が新たに実施する事業の補助は、創出支援型になります。

※上記の実績の基準日は、平成３０年４月１日です。同日の時点で、事業の実績が２年以上あれば推進支援型に、２年未満であれば創出支援型になります。

３　補助金の交付額

１つの事業に対して補助金を交付する額は、３万円～１００万円の範囲内で、推進支援型の補助金は総事業費（事業を行うために必要な費用の総額）の５０％以内、創出支援型の補助金は総事業費の７０％以内又は６０％以内（下記参照）とします。

推進支援型	創出支援型	
５０％以内	実績が１年未満の事業	７０％以内
	実績が１年以上２年未満の事業	６０％以内

４　補助金総額

予算の範囲内で、概ね２，０００万円。

５　補助の期間

平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで

Ⅱ補助の対象等

１　補助の対象となる事業

（１）申請できる事業数

１団体につき２事業までとします。

（２）対象となる事業の要件

平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に実施し、次の要件をすべて満たすものとします。

①　団体が自ら企画し、実施するものであること
②　地域づくり、区民福祉に役立つことが期待できるものであること
③　特定の政治、宗教及び思想に偏していないものであること
④　営利（財産の取得を含む）を目的としないものであること
⑤　豊島区及びその外郭団体から同種の補助金等の交付を受けていないものであること

団体の周年記念行事は上記②に、備品購入を主目的とした事業は上記④に該当しないため、補助対象事業とはなりません。

２　補助の対象となる区民活動団体

申請できる区民活動団体は、次の要件をすべて満たさなければなりません。

なお、②から⑤は推進支援型の補助金を交付申請する団体及び創出支援型の補助金を交付申請する団体の共通要件です。

①　団体の構成員は次のとおりであること

・推進支援型の補助金を交付申請する団体

構成員が１０人以上で、そのうち区内在住者が過半数を占めていること

・創出支援型の補助金を交付申請する団体

構成員が５人以上で、そのうち区内在住者は、構成員が５人から７人までの場合は５人以上、構成員が８人以上の場合は過半数であること

※住民基本台帳の閲覧により、上記区内在住要件が確認できない場合、申請者にその旨を連絡します。（構成員の在住確認は申請者において行ってください。各構成員の区内在住の有無についてはお答えできません。）

②　活動拠点が区内にあること
③　役員構成が明らかであるとともに、豊島区の公職にある者が代表者でないこと
④　団体の存立・運営の拠り所となる定款・会則等が、構成員の総意を反映する手続きを経て整備されていること。ただし、創出支援型の補助金を交付申請する団体にあっては、交付申請時に定款・会則等が整備されていないときは、交付申請する年の年末までに整備すること
⑤　年度ごとに適切に会計処理がなされていること。ただし、創出支援型の補助金を交付申請する団体にあっては、交付申請時に会計処理した実績がないときは、会計処理後、速やかに決算書類等を提出すること

３　総事業費に算入できない経費

補助金額の算定基礎となる総事業費には、次の経費は算入することができません。

①　団体の運営に要する経費（事務所の維持管理費、事務員等の人件費、上部組織や関係団体への会費・交際費など）

②　事業に直接必要とされない経費（事業実施後の反省会・打上げ等の経費、基金・積立金など）

③　使途が特定できない経費（予備費、雑費、繰越金など）

④　備品（１点が２万円以上の物品）購入費。ただし、創出支援型の補助金を申請する場合に限り、総事業費の２０％以内で、かつ２０万円以下の額であれば総事業費に算入することができます。

※備品とは、その形状、性質を変えることなく、比較的長期間継続して使用、保存することができる物品です。

創出支援型の申請事業における備品費算入の可否を例示すると次のようになります。

総事業費	内訳		算入可否	算入できない理由
50 万円	備品費	15 万円	×	備品費が総事業費の２０％超（15 万円÷50 万円＝30%）のため
	上記以外	35 万円		
150 万円	備品費	20 万円	○	
	上記以外	130 万円		
200 万円	備品費	30 万円	×	備品費が総事業費の２０％以内であるが、限度額の２０万円を超えているため
	上記以外	170 万円		

４　補助対象経費

事業の実施経費については、下記記載の科目により計上してください。記載のとおり、団体運営のための経費は、本補助事業の経費には計上できません。また、事業に要する場合でも、団体構成員の賃金、旅費、飲食費等は原則、自主財源で対応してください。

事業の必要上、下記記載の科目以外を計上する場合は、その理由を記載した書類（様式任意）を申請書に添付してください。

経費科目	計上する経費の内容等
１　事業費	
（１）人件費	
~~報酬・給料~~	団体の運営に要する経費は事業費に計上できません。
~~福利厚生費等~~	団体の運営に要する経費は事業費に計上できません。
臨時雇賃金等	事業のための臨時雇用の賃金等
（２）その他経費	デザイン作成委託、会場設営委託等
業務委託費	（ホームページ作成は団体のページと別に作成する場合に限ります）

経費科目	計上する経費の内容等
諸謝金	外部講師への謝礼金等（団体構成員への謝礼は計上できません） ※経費の妥当性を判断するため、内訳や支払先を区から照会する場合があります。
印刷製本費	事業に要する印刷・製本費
会議費	事業打合せのための会場使用料等
旅費交通費	事業に伴い必要な場合のみ計上できます。
車両費	事業に要する車両賃借料等（団体所有車両の維持経費等は計上できません。構成員の旅行等に要する経費は自主財源で対応してください）
通信運搬費	事業に要する電話代や郵送費（団体運営に要する経費は計上できません）
消耗品費	備品費に計上を要するものを除く、事業に必要な物品または原材料費（事業参加者への配布品等は自主財源で対応してください）
備品費	比較的長期間継続して使用、保存することができる１点２万円以上の物品（創出支援型での申請の場合のみ計上可能。但し、上限あり）
~~修繕費~~	団体の財産の修繕経費は事業費に計上できません
水道光熱費	団体の運営に要する経費は計上できません。事業に要したことを証明する領収書等で実績報告できる場合のみ計上してください
地代家賃	団体運営に要する賃料等は計上できません。事業にのみ要したことを証明できる場合のみ計上してください
賃借料	事業に要する事務機器のリース料等。団体運営に要する経費は計上できません。
保険料	団体の運営に要する経費は計上できません。事業に要したことを証明する領収書等で実績報告できる場合のみ計上してください。
手数料等	団体の運営に要する経費は計上できません。事業に要したことを証明する領収書等で実績報告できる場合のみ計上してください

Ⅲ申請手続き

１　受付期間　平成２９年７月３日（月）～平成２９年８月２１日（月）

※土曜日、日曜日、祝日は除きます。事業を所管する区の所管課で、別途受付期間を定めている場合には、その期間内にご提出ください。

２　受付時間　午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）

３　提出方法　申請事業を所管する区の所管課へご提出ください。新規事業等で区の所管課が不明の場合は、下記問合せ先へご相談ください。

４　問合せ先　区民活動推進課　協働推進グループ（豊島区新庁舎６階１３番窓口）

電話：０３-４５６６-２３１４（直通）

メールアドレス：A0011903@city.toshima.lg.jp

5　提出書類【すべて必須】

（１）豊島区区民活動支援事業補助金交付申請書（第１号様式）
（２）事業実施計画書（第２号様式）
（３）事業収支予算書（第３号様式）
（４）団体の概要・活動実績（第４号様式）
（５）団体の定款、規約又は会則（会計・監査について明文化されているもの）…「創出支援型」の申請で、受付期限までに整備されていない場合は、会則の案と整備予定時期を記載した書類（様式任意）を提出してください。
（６）団体の構成員名簿（役職、住所、氏名が記載されているもの）
（７）団体の総会資料（直近年度のもの）…今年度設立の団体は設立総会の資料を提出してください。
（８）団体の今年度の予算書、直近年度の決算書…設立後まもない団体で会計年度が終了していないときは、会計年度終了後、すみやかに決算書を提出してください。
※７～８ページに一般的な予算書および決算書の作成例を記載しています。団体の予算書および決算書を作成する場合の参考としてください。
（９）交付申請する事業の参考資料（前年度（直近）の当該事業の周知用チラシ、事業風景の写真等、申請事業の内容がわかる資料を提出してください。資料に基づき、事業の活動状況や公益性等を判断します。創出支援型で新たに事業を行う場合は、事業の実現性を示す書類等を提出してください。）
（10）豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書（第９号様式）及び補助金使途明細書（第１０号様式）の写し（直近年度のもの）…補助金の交付実績がある場合は提出してください（経年支出の妥当性も審査の対象とします。交付実績がない場合は提出不要です）。

6　事業補助のスケジュール

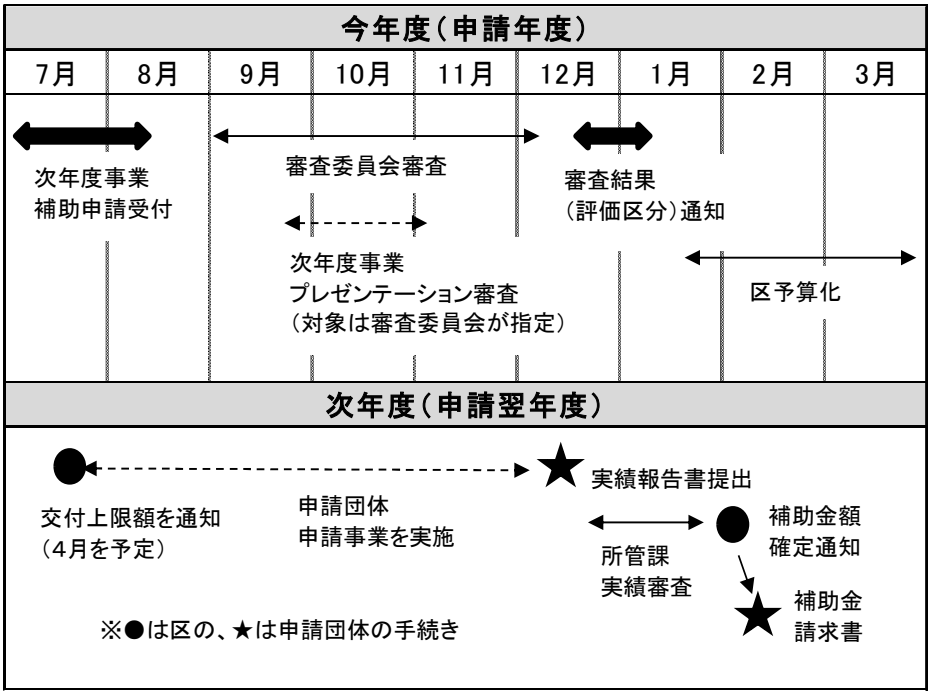

7　その他

（１）事業の実施計画書は、申請事業の公益性や政策合致性、実現可能性等について、申請事業を所管する所管課と協議の上、作成してください。

（２）団体の運営や地域活動に関する相談を下記で受け付けています。ぜひ、ご利用ください。

【地域活動交流センター】

豊島区西池袋 2-37-4　としま産業振興プラザ 4 階

電話 03-6907-3110

月曜日から土曜日（年末年始、祝日、毎週最終月曜日を除く）

午前 10 時から正午までおよび午後 1 時から午後 6 時 30 分まで

【団体の予算書・決算書の作成例】

平成　年度　活動計算書

平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

科目	金　　額	内訳・内容等
Ⅰ　経常収益 　1　会費 　2　寄付金 　3　助成金等 　4　事業収益 　5　その他収益		
Ⅰ　経常収益計	Ａ円	
Ⅱ　経常費用 　1　事業費 　（1）人件費 　　報酬・給料 　　福利厚生費等 　　臨時雇賃金等 　（2）その他経費 　　業務委託費 　　諸謝金 　　印刷製本費 　　会議費 　　旅費交通費 　　車両費 　　通信運搬費 　　消耗品費等 　　修繕費 　　水道光熱費 　　地代家賃 　　賃借料 　　保険料 　　手数料等 　　租税公課 　　雑費		
Ⅱ　経常費用計	Ｂ円	
当期経常増減額	Ｃ円（Ａ－Ｂ円）	

Ⅲ　経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	Ｄ円	
Ⅳ　経常外費用 固定資産売却損 過年度損益修正損	Ｅ円	
税引前当期増減額 諸税 前期繰越額 次期繰越額	Ｆ円（Ｃ＋Ｄ－Ｅ円） Ｇ円 Ｈ円 Ｆ－Ｇ＋Ｈ円	

Ⅳ審査・決定手続き

１　審査委員会による審査

審査委員会は、学識経験者３名及び公募区民２名の委員で構成されています。この審査委員会が、申請のあった事業について、１２ページの審査基準に基づき審査し、その結果を踏まえて区長が補助対象事業を決定します。

２　審査方法

審査委員会による審査は、原則として書面審査により行います。したがって、提出書類の記載が不十分で、事業や収支の内容などが説明できていないものは、審査結果に影響がでる場合がありますので、ご留意ください。

提出書類に軽微な記載不備があった場合は、区から再提出を求める場合がありますが、受付期限後の申請者による書類の差し替えは原則として認められません。

３　プレゼンテーション

書面審査を補い事業内容を精査するため、申請事業のプレゼンテーションをしていただく場合があります。

（１）対象事業

プレゼンテーションの対象となる申請事業は、審査委員会が指定します。

※申請書（第１号様式）のプレゼンテーション希望の有無は、指定の際の参考とさせて頂きます。対象事業は、精査の必要性を踏まえ、審査委員会が判断いたします。よって、希望無しの場合でも、指定する場合があります。

（２）時間配分

〇団体からの事業内容等の説明　１０分程度

〇審査委員会委員との質疑応答　３０分程度

（３）実施予定

平成２９年１０月頃

（４）実施内容

①プレゼンテーション対象事業の申請団体に、日時等の調整のご連絡をさせて頂きます（９月初旬を予定)。

②事業内容等の説明（１０分間）では、申請団体の概要、活動の目的、事業概要、事業の公益性等をご説明ください。時間内に簡潔に説明できるよう、申請資料を補足するパンフレット、事業実施時の写真等をご用意ください（創出支援型で新たに事業を始める場合は、事業の実現性や自主財源確保の見込み等がわかる資料をご用意ください)。プロジェクターやパソコンは、区で用意しますので、使用される場合はお伝えください。

③審査のため、プレゼンテーションは非公開とします。

４　ヒアリング

上記のプレゼンテーションとは別に、審査の必要に応じて、団体の代表者にヒアリングを行う場合があります。

５　審査結果の通知

審査結果の通知は、平成３０年１月末までに団体に送付します。

この審査結果は、豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会の評価で、Ａ～Ｄの４段階でランク付けをします。

６　交付決定の通知

上記５の審査結果を踏まえ、補助金を交付することとした事業には、豊島区区民活動支援事業補助金交付決定通知書（第５号等式）を、交付しないこととした事業には豊島区区民活動支援事業補助金不交付決定通知書（第６号様式）を、平成３０年４月以降に団体に送付します。

なお、交付決定通知書に記載された決定額（以下「当初の決定額」）は、補助金の上限額であり、これを超えて請求することはできません。

Ｖ交付決定後の手続き

１　事業の変更・中止・廃止の手続き

実施計画に記載した事業内容を変更するとき、収支予算書に記載した経費を変更するとき、事業を廃止・中止するときは、事業変更・廃止・中止承認申請書（第７号様式）を提出して、事前に承認を受ける必要があります。

なお、軽微な変更は、この手続きを省略することができます。

詳しくは、事業所管課又は区民活動推進課までお問い合わせください。

２　実績の報告

事業終了後、速やかに事業の実績報告として次の書類を提出してください。

なお、この提出書類は、次年度以降の事業審査の資料といたします。

（１）豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書（第９号様式）
（２）補助金使途明細書（第１０号様式）
（３）領収書・レシートなど経費の支出が確認できる書類
（複数の行事を行った場合は、支出がどの行事に該当するかを説明する資料（様式任意）を添付してください。）

上記の領収書等は、補助金を使って支出した経費分だけでなく、自主財源から支出した分も含め事業実施にあたり支出したすべての経費分が必要となります。原則として、使途明細書の補助金使途内訳欄及び自主財源使途内訳欄に必要経費として記載することができるのは、領収書等があるもののみとなります。また、領収書等が提出できない場合は、後述する補助金額の確定時に額が減額されることがありますので、大切に保管してください。
なお、事業実施年度の前後の年度の日付の領収書等については、その支払いが実施年度の事業に要するものか判断できないため、原則として、無効となります。

３　補助金額の確定

上記２の（１）から（３）の書類を審査し、補助金額を確定して団体に通知します。
審査は、事前承認を得ることなく事業を変更していないか、事業の経費とすることができないものを計上していないか、補助金の使途とできない経費に補助金を充てていないかなどを確認します。
その結果、当初の決定額から減額されることがあります。

４　補助金の請求

（１）確定払いによる請求（原則）
補助金の請求は、原則として、事業が終わり、実績報告を行い、補助金の額が確定したのちに行うことになります。
豊島区区民活動支援事業補助金請求書（第１２号様式）に必要事項を記入のうえ、事業所管課に提出してください。
（２）概算払いによる請求（例外）
例外として、事業完了前に概算払いで補助金を請求することができます。この場合には、豊島区区民活動支援事業補助金概算払い請求書（第１３号様式）に必要事項を記入して事業所管課に提出してください。
概算払いで補助金を受領した際は、次の点に留意してください。
①　当初の決定額が補助金の上限額となりますので、確定した補助金額がこれを超えていても、追加請求することはできません。
②　当初の決定額より確定した補助金額が少ない場合は、その差額を返還してください。

Ⅵその他

1　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき、または補助金の交付決定にあたり付した条件に反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

2　補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずることになります。

3　書類作成に要する経費など補助金交付申請にあたり必要となる一切の費用は、団体の自己負担となります。

4　補助金は、豊島区監査委員の監査の対象となります。

5　提出された書類は、豊島区行政情報公開条例及び豊島区個人情報保護条例の対象となります。

6　補助金交付決定を受けた事業の実態や補助金の効果を確認するため、審査委員による事業の視察を行っています（平成 29 年末に実施予定）。対象となる事業には、区より事前に連絡いたします。

7　補助金交付事業に関連するパンフレット等の印刷物に下記の豊島区区民活動支援事業ロゴマークの表示をお願いいたします。

審査基準

1　団体に補助金申請額を超えている余剰金があると審査委員会が認める場合は補助対象となりません。

2　審査項目は次のとおりです。

【推進支援型・創出支援型共通】

項目	内容
貢献度	これまでの団体の活動は、公益性があり、区政に貢献しているか。【既存団体】 団体の活動目的は、公益性があり、区政への貢献を期待できるか。【新規結成団体】
政策合致性	事業は区の政策の方向性と合致しているか。
適時性	事業は区民・社会のニーズに適合しているか。
実現可能性	事業は実現可能な方法、スケジュール、予算で計画されているか。
有効性	事業は地域づくりや区民福祉に効果があるか。
公開性	事業は多くの区民、団体を巻き込んでいるか。誰もが関与、参加できるか
継続性	事業は継続して実施していけるか。さらなる発展が期待できるか。
独創性・先駆性	事業は意欲やチャレンジ性に富んでいるか。
収支の妥当性	事業実施のために自主財源確保の努力がされているか。事業の経費・申請額は妥当か。
説明責任	申請書面における記載などの事前説明、事業実施後の報告などの事後説明が十分なされているか。

各種様式

申請にあたって提出する様式（上部左側にその旨を表示しています）には、記入上の留意点を記載しています。
また、申請書等の用紙は、区ホームページからダウンロードできます。

申請時に提出する書類です。

第１号様式（第６条第２項関係）

	創出支援		推進支援

豊島区区民活動支援事業補助金交付申請書

平成　　年　　月　　日

豊　島　区　長

代表者の個人印

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

豊島区区民活動支援事業補助金制度要綱第６条第２項の規定に基づき、平成　　年度補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

事業名から事業の内容がわかるよう工夫してください。2つの申請事業をまとめて記入することはできません。

１．事業名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．実施予定日　　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日

３．総事業費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

申請事業の事業費です。第3号様式の事業収支予算書の収支額と一致します。

４．補助金申請金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3万円～100万円の範囲内で
推進支援型は総事業費の50%以内
創出支援型で
　実績1年未満は総事業費の70%以内
　実績1年以上2年未満は総事業費の60%以内

５．添付書類
（１）事業実施計画書（第２号様式）
（２）事業収支予算書（第３号様式）
（３）団体の概要・活動実績（第４号様式）

【その他、添付書類（募集要項に定める上記以外の提出書類名を下記に記載）】
【記載例】
(4)〇〇団体会則
(5)〇〇団体会員名簿
(6)平成27年度〇〇団体総会資料
(7)〇〇団体平成29年度予算書・平成28年度決算書
(8)△△事業周知チラシ、写真、事業計画書
(9)豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書及び補助金使途明細書（平成28年度分）

６．プレゼンテーションの希望　　有　・　無

申請時に提出する書類です。

第２号様式（第６条第２項関係）

事　業　実　施　計　画　書

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請書に記入した事業名を記入してください

事　　業　　名	
事業開始年月日	平成　　年　　月　　日
実　施　予　定　日	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
事　業　の　目　的 （何のために事業を行うかなど、申請事業の目的、主旨を記入）	
事　業　の　内　容 （事業の実施内容を具体的に記入）	
対　　象　　者	
予　定　参　加　人　数	
実　施　場　所	

最初に事業を始めた年月日を記入してください。
補助金申請する年度における事業の開始日ではありません。
事業開始後、かなりの期間が経過し、不詳な場合はわかる範囲内（年月だけ、年だけ）で記入してください。

この事業実施計画書は、審査委員会による審査の重要な資料となります。

ここで、事業の目的、内容、効果などを十分に説明されていないと低い評価になる場合があります。審査する側に効果や意欲などがしっかり伝わるようご記入ください。

なお、審査項目は、12ページに記載されていますので、ご留意ください。

区内の在住・在勤・在学者、小中学生、〇〇地域住民等、事業の対象とする範囲を記入してください。

事業の実施規模がわかるよう、行事への参加人数も含めて記入してください。

【裏面に続く】

<table>
<tr><td>事業の周知について
（区民への事業の実施の周知方法を記入）
※直近の実施のチラシ等があれば添付</td><td colspan="4">ホームページやチラシによる周知のほか、口コミによる伝達など工夫している点などを記入してください。</td></tr>
<tr><td>効果について
（事業実施により、期待できる地域への効果を具体的に記入）</td><td colspan="4">団体への効果ではなく、地域や区民に対して、どのような効果が期待できるのかを説明してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助実績
（この事業に対する実績を記入）
※新規申請の場合は不要</td><td>直近の補助金申請年度</td><td></td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>直近の補助金申請額と今回の補助金申請額との増減理由及び増加額の主な使途</td><td colspan="3">この事業の補助金を申請した実績がある場合には、直近の申請年度及び申請額を記入してください。
また、今回の申請額が異なっている場合は、その理由（増加している場合はその使途）も記入してください。</td></tr>
<tr><td>改善点
（過去に補助金を受けた時より、改善する点を記入）
※新規申請の場合は不要</td><td colspan="4">前年度の事業実施にあたって、以前に補助金を受けた時と比較して改善点があれば、記入してください。
この欄の記載が、毎年度、同じものが見受けられます。
改善を怠っている、あるいは、不実な記載と評価される可能性がありますので、注意してください。</td></tr>
<tr><td>区民への事業報告
（事業実施後に行う団体構成員や区民への報告方法を具体的に記入）</td><td colspan="4">事業の目的や区民への波及効果を踏まえ、事業実施結果をどのように区民等へ報告しているかを記入してください。</td></tr>
<tr><td>総事業費</td><td colspan="2">円</td><td>補助金申請金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="5">事業費明細は、様式３の事業収支予算書のとおり</td></tr>
</table>

申請時に提出する書類です。

年間を通した事業の記載例
※団体の運営経費は含めず、
本補助事業の対象となる収入のみ
計上してください。

本補助の対象について
本補助金は区民の自主的な公益性のある事業に対し、区が総事業費の５０％を上限に支援するものです（創出支援型は割合を加算できます）。
よって、団体本体の運営経費は計上できません。

第３号様式（第６条第２項関係）

事　業　収　支　予　算　書

（補助金申請対象事業の予算を記入してください。団体活動の年間予算ではありません。）

団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　収入の部

記載例

科　目	金　額	算出内訳
１．会費（団体負担金）	○○○円	団体会費収入から○円を支出
２．寄付金	○○○円	△から寄付金　○○○円 ◇からの協賛金○円
３．助成金等	○○○円	△団体からの助成金○円
４．事業収益	○○○円	物品販売　△商品　○円×○個 講座参加費　　○円×○人
５．その他収益		
自主財源小計　A	○○○円	上記金額の合計
区民活動支援事業補助金　B	○○○円	
総　計　A＋B	○○○円	第１号・第２号様式の総事業費と一致

年間を通して講座などを行う事業の記載例です。
事業の実現可能性や収支の妥当性等の審査資料となりますので、算出の内訳や見込み等を詳細に記載してください。
記載が不十分な場合は、審査において評価が低くなります。

【裏面に続く】

年間を通した事業の記載例
※団体の運営経費は含めず、
本補助事業の対象となる経費のみ計上してください。

2　支出の部

科　目	団体財源による支出	本補助金による支出	算出内訳
1　事業費			記載例
（1）人件費			
臨時雇賃金等	○円	○円	△事業アルバイト　○円×○人
（2）その他経費			
業務委託費			
諸謝金	○円	○円	△講座謝礼 学識経験者　２時間○円×○回 ○○専門家　印刷物監修○時間○円
印刷製本費	○円	○円	リーフレット○円×○部 チラシ印刷　○円×○回
会議費			
旅費交通費			△事業でのボランティア付添交通費 計○円　内訳は別添
車両費			
通信運搬費	○円	○円	事業案内郵券代
消耗品費	○円	○円	△事業に伴う物品購入、参加者飲料提供 計○円　内訳は別添
備品費			
水道光熱費			
地代家賃	○円	○円	△事業の会場使用料　○円×○回
賃借料	○円	○円	△事業での機材（マイク）リース代○円
保険料	○円	○円	△事業の参加者保険料　○円×○人
手数料等	○円	○円	謝礼金振込手数料　○円
各支出合計	○○○円	○○○円	補助金申請額と一致

記載できる経費について、3～4ページの補助対象経費を確認の上、ご記入ください。
事業の必要上、記載以外の科目を計上する場合は、その理由を記載した書類（様式任意）を添付してください。
なお、次の経費は、団体財源によっても、本事業には計上できません。
・団体の運営に関する経費　（事務所の維持管理費など）
・事業に直接必要とされない経費　（基金・積立金、打上げ経費など）
・使途が特定できない経費　（予備費、雑費、繰越金など）
※備品費（2万円以上の物品）は創出支援型（上限あり）のみ計上できます。
※同一科目の経費を団体財源と本補助金の支出と振り分けても構いません。

イベント型の事業の記載例
※本補助事業の対象となるイベント事業を申請する場合の記載例です。
本補助事業の対象となる収入のみ計上してください。

第３号様式（第６条第２項関係）

事　業　収　支　予　算　書

（補助金申請事業の予算を記入してください団体活動の年間予算ではありません。）

団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　収入の部

記載例

科　目	金　額	算出内訳
１．会費（団体負担金）	○○○円	団体会費収入から○円を支出
２．寄付金	○○○円	◇イベント協賛金　１口○円×○団体
３．助成金等	○○○円	△団体からの助成金○円
４．事業収益	○○○円	物品販売　計○円　内訳は別紙 イベント参加費　@○円×○人
５．その他収益		
自主財源小計　A	○○○円	上記金額の合計
区民活動支援事業補助金　B	○○○円	
総　計　A＋B	○○○円	第１号・第２号様式の総事業費と一致

事業の実現可能性や収支の妥当性等の審査資料となりますので、算出の内訳や見込み等を詳細に記載してください。
特に事業収益については、集客規模等に見合った、実現性のある内訳を記載してください。
記載が不十分な場合は、審査において評価が低くなります。

【裏面に続く】

イベント型の事業の記載例
※本補助事業の対象となるイベント事業を申請する場合の記載例です。
本補助事業の対象となる経費のみ計上してください。

2　支出の部

科　目	団体財源による支出	本補助金による支出	算出内訳
1　事業費			記載例
（1）人件費			
臨時雇賃金等	○円	○円	イベント手伝い謝礼金　１人○円×○人
（2）その他経費			
業務委託費	○円	○円	会場設営委託費　○円 清掃委託費　○円
諸謝金	○円	○円	演奏者謝礼金　△演奏団体１時間　○円
印刷製本費	○円	○円	イベントポスター　○円×○部 進行表印刷　○円×○部
会議費	○円	○円	打合せ時の△会場使用料　○円×○回
旅費交通費			
車両費			
通信運搬費	○円	○円	イベント案内郵券代
消耗品費	○円	○円	会場展示物作成消耗品計○円 内訳は別添
備品費			
水道光熱費	○円	○円	イベント会場電気代支払
地代家賃	○円	○円	イベント会場使用料　○円
賃借料	○円	○円	イベント機材（マイク）リース代○円
保険料	○円	○円	イベント参加者保険料　○円×○人
手数料等	○円	○円	謝礼金振込手数料
各支出合計	○○○円	○○○円	補助金申請額と一致

記載できる経費について、3～4ページの補助対象経費を確認の上、ご記入ください。
事業の必要上、記載以外の科目を計上する場合は、その理由を記載した書類（様式任意）を添付してください。
なお、次の経費は、団体財源によっても、本事業には計上できません。
・団体の運営に関する経費　（事務所の維持管理費など）
・事業に直接必要とされない経費　（基金・積立金、打上げ経費など）
・使途が特定できない経費　（予備費、雑費、繰越金など）
※備品費（2万円以上の物品）は創出支援型（上限あり）のみ計上できます。
※同一科目の経費を団体財源と本補助金の支出と振り分けても構いません。

申請時に提出する書類です。

第４号様式（第６条第２項関係）

団体の概要・活動実績

1　団体の概要

団　体　名			
所　在　地			
設立年月日	年　月　日	代表者	
団体構成員数	人（内、区内に在住している構成員数　　人）		
会　費	１人　　円／年間		
活　動　目　的 （団体の活動目的や設立目的を記入）	申請する「事業」の目的ではなく、団体の活動目的あるいは設立目的を記入してください。		

2　これまでの団体の活動実績

年度	実績の内容又は予定	年間活動経費
平成　　年度 （申請した事業の実績ではなく、団体の前々年度の年間活動実績を記入）		
平成　　年度 （申請した事業の実績ではなく、団体の前年度の年間活動実績を記入）		
平成　　年度 （今年度の団体の年間活動予定を記入）		

申請する「事業」の実績ではなく、団体の活動全体のこれまでの実績及び年間の活動経費を記入してください。

団体の予算書・決算書に申請額を超える繰越金がある場合には、この欄にその繰越金の使い道を記入してください。

3　団体の会計決算における繰越金の使途

提出する団体の決算書類等に申請額を超える繰越金がある場合は、その使途を記入してください。

4　事業に対する自己評価及びＰＲ等団体の自由意見記入欄

申請する事業の成果や反省点など自己評価、申請するにあたって特にアピールしたいこと等、団体からの声・自由な意見を記入してください。

第５号様式（第７条第２項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金交付決定通知書

第　　号
年　月　日

様

豊島区長　　高　野　之　夫

平成　年　月　日付けで申請のあった平成　　年度豊島区区民活動支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

１　事業名

２　補助金交付限度額　　円

３　補助の条件

（１）この補助金は、交付目的以外に使用してはならない。

（２）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、交付決定の内容又はここに附した条件に違反したときは交付決定を取消し、補助金の返還を命ずることがある。

（３）この補助金による事業が完了したときは、速やかに区の定める様式により実績報告を行わなければならない。

（４）事業実績に基づき確定した補助金の額が、すでに交付した補助金の額を超えているときは、超えた額を返還しなければならない。

（５）上記のほか、豊島区補助金交付規則及び豊島区区民活動支援事業補助金制度要綱の定めに従わなければならない。

（所管課）　　課：電話

第６号様式（第７条第３項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金不交付決定通知書

第　　号
年　月　日

様

豊島区長　　高　野　之　夫

平成　年　月　日付けで申請のあった平成　　年度豊島区区民活動支援事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

１　事業名

２　不交付理由

（所管課）　　課：電話

第７号様式（第８条第２項）

事業変更・中止・廃止承認申請書

平成　　年　　月　　日

豊　島　区　長

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定があった平成　　年度豊島区区民活動支援事業補助金に係る事業について、下記のとおり変更・中止・廃止したいので申請します。

記

１　事業名

２　変更の理由及び内容

３　中止・廃止の理由

第８号様式（第８条第３項関係）

事業変更・中止・廃止申請承認書

第　　号
年　月　日

様

豊島区長　　高　野　之　夫

平成　年　月　日付けで申請があった平成　　年度豊島区区民活動支援事業補助金に係る事業の変更･中止について、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

１　事業名

２　承認内容

（所管課）　　課：電話

第９号様式（第９条第１項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書

平成　　年　　月　　日

豊島区長

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定のあった平成　　年度豊島区区民活動支援事業補助金に係る事業について、下記のとおり実施したので関係書類を添えて報告します。

記

事　業　名			
事業の目的			
実　施　日	平成　　年　　月　　日（　）～平成　　年　　月　　日（　）		
実施場所			
参加人数			
実施内容			
事業実施効果			
補助金額	円	支出金額	円

【添付資料】補助金使途明細書（第１０号様式）
補助金の使途を確認できる領収書等の証拠書類の写し

第１０号様式（第９条第１項関係）

補助金使途明細書

団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　収入の部

科　目	金　額	算出内訳
１．会費 ２．寄付金 ３．助成金等 ４．事業収益 ５．その他収益		
自主財源小計　A		
区民活動支援事業補助金　B		
総　計　A＋B		

補助金は交付決定通知書の交付限度額が上限です。
総事業費が申請額より減少した場合は、減少した総事業費に、補助率を乗じた額が上限となります。

【裏面に続く】

２　支出の部

科　目	団体財源による支出	本補助金による支出	算出内訳
１　事業費 （１）人件費 臨時雇賃金等 （２）その他経費 業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 備品費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 保険料 手数料等			
各支出合計			

記載については、17～20ページの事業収支予算書の注意書きと同様です。
申請時から経費配分や事業内容を変更した場合は、軽微なものを除き、
あらためて区の承認が必要となります。

第１１号様式（第１０条関係）

豊島区区民活動支援事業補助金額確定通知書

第　　号
年　月　日

様

豊島区長　　高　野　之　夫

平成　年　月　日付け　　第　　号をもって交付決定した平成　　年度豊島区区民活動支援事業補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

なお、補助金確定額を超える補助金が交付されているときは、納付期限までに補助金を返還してください。

記

１　事業名

２　総事業費　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　補助金確定額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　補助金既交付額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

５　差引補助金返還額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

６　返還金納付期限　　平成　　年　　月　　日

（所管課）　　課：電話

第１２号様式（第１１条第１項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金請求書

平成　　年　　月　　日

豊　島　区　長

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定があった平成　　年度豊島区区民活動支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

１　事業名

２　実施日　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

３　請求金額　　円

第１３号様式（第１１条第３項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金概算払請求書

平成　　年　　月　　日

豊　島　区　長

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定があった平成　　年度豊島区区民活動支援事業補助金について、概算払により下記のとおり請求します。

記

１　事業名

２　実施日　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

３　請求金額　　円

４　概算払を必要とする理由

第１４号様式（第１１条第４項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金概算払承認決定通知書

第　　号
年　月　日

様

豊島区長　　高　野　之　夫

平成　年　月　日付けで申請のあった平成　　年度豊島区区民活動支援事業補助金概算払の請求について、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

１　事業名

２　概算払承認額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　承認条件　（１）事業終了後、速やかに要綱第９条に定める実績報告を行うこと
（２）上記実績報告を受けて区が通知する補助金額確定通知において補助金の返還を命じられた場合は、区が定める期限までに返還金を納付すること

（所管課）　　課：電話

第１５号様式（第１１条第４項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金概算払不承認決定通知書

第　　号
年　月　日

様

豊島区長　　高　野　之　夫

平成　年　月　日付けで申請のあった平成　　年度豊島区区民活動支援事業補助金概算払の請求について、下記のとおり承認しないことを決定したので通知します。

記

１　事業名

２　不交付理由

（所管課）　　課：電話

第１６号様式（第１２条第２項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金交付決定取消通知書

第　　号
年　月　日

様

豊島区長　　高　野　之　夫

平成　年　月　日付け　　第　　号による平成　　年度豊島区区民活動支援事業補助金の交付決定について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

１　事業名

２　取消理由

（所管課）　　課：電話

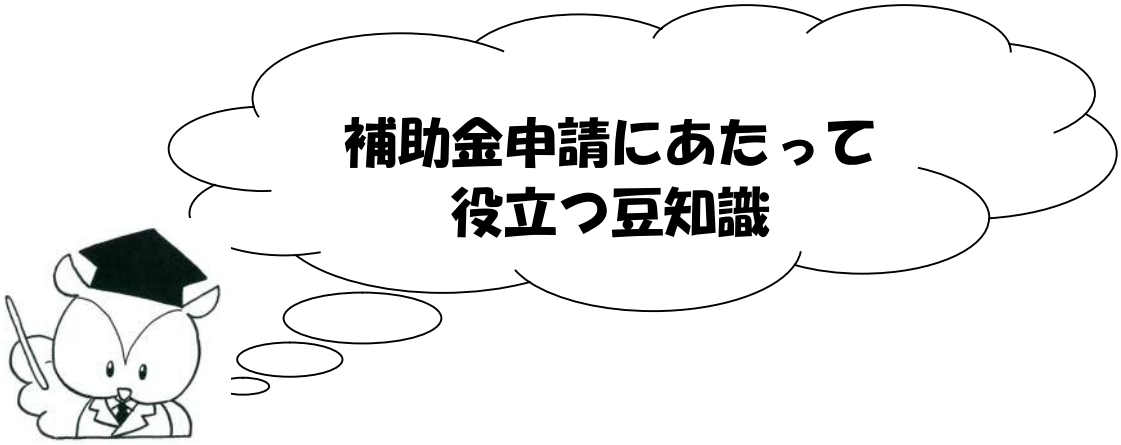

1　まずは、自主努力が必要です！

会費を徴収したり、寄附を募ったりして、まずは自己資金を確保しましょう。

他に活用できる補助金や助成金があるかどうかを調べてみましょう。調べた結果、区の補助を受けることが妥当となったときに申請をしましょう。

2　熱意をはっきりと文章に表現しましょう！

審査は、原則として書面で行われます。

そこで、高い評価を得るためには、事業に取り込む熱意や事業実施による効果などを、具体的に「文章として」表現し、アピールしていくことが重要です。

3　説明責任があります！

補助金の原資は税金です。したがって、区は、なぜこの事業に補助金を交付したのかを明らかにする責任があります。

また、補助金を受ける側にも、補助金をどのように使うのか、又、使ったのかを明らかにしていく責任があります。申請書面や実施報告書でしっかり説明していきましょう。

4　事業の成果を、多くの人たちに知ってもらいましょう！

団体以外の方々に向けて、報告会やシンポジウムを開催するなど、自分達の活動を知ってもらうようにしてみてはいかがでしょうか？

地域や社会の課題について考える貴重な機会となると思います。

≪問合せ先≫

豊島区　区民部　区民活動推進課　協働推進グループ

本庁舎６階　１３番窓口

電話　（４５６６）２３１４　(直通)